

Ⅱ 実践編

22 帰宅困難者対策

(1) 説明のポイント

【帰宅困難者】

遠方から来ていて帰れない方々や、近くに会社等がなく、戻る場所がない方々を「帰宅困難者」という。

【発災後の原則】

発災から72時間は特に消防車や救急車などの緊急車両の妨げにならないよう行動しなければいけないため、発災後は原則「むやみに移動を開始しない」ことを基本とする。

【観光や仕事等で訪れていた場合】

観光や仕事等で訪れていた場合は、一時的に避難する場所として、「帰宅困難者一時滞在施設」に一時的に身を寄せるようにする。



明日をひらく都市

OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

Ⅱ 実践編

(2) 説明要領 ※ 参考例文になりますので、適宜修正してください。

説明例文

みなさん、こんにちは。

〇〇消防署の〇〇と申します。これから帰宅困難者対策について説明していきます。

さっそくですが、東日本大震災の時に地震被害だけでなく多くの人が駅周辺に集まってしまった状況を知っていますか？
この駅周辺に集まっている方の中でも、遠方から来ていて帰れない方々や近くに会社等がなく、戻る場所がない方々、この方々を「帰宅困難者」と言います。

では、みなさんが出かけているときに地震に遭遇した場合どのような行動を取りますか？

もし、会社や学校に戻れるならばすぐに戻って災害の状況が落ち着くまで待機しましょう。これを「一斉帰宅抑制」と言います。これは発災から72時間は特に消防車や救急車などの緊急車両の妨げにならないよう行動しなくてはならないからです。発災後は原則「むやみに移動を開始しない」、これを基本としてください。

一方で、戻る場所がある方々ばかりではなく、観光や仕事等で訪れた場合の一時的に避難する場所を考えなくてはなりません。そんな方々は「帰宅困難者一時滞在施設」に一時的に身を寄せましょう。

横浜市で公共施設や民間施設の協力をいただき、帰れなくなってしまった方への支援を行っています。

ただし、この施設はすぐに開設されるわけではありませんので「一時滞在施設検索システム」一時滞在施設NAVIを利用して開設状況を確認しながら利用しましょう。この施設の開設までの間はあらかじめ指定された一時避難場所や混雑を避けた広い場所に避難しましょう。

最後に、もし徒歩帰宅する場合は「災害時帰宅支援ステーション」という場所があります。これはコンビニをはじめとする店舗等が該当しますので日頃から登録の目印になっている黄色のステッカーを確認しておきましょう。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

Ⅱ 実践編

(3) 知識

ア 概要

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖を震源としたM9.0という巨大地震により、震度5強の揺れを観測した首都圏のほとんどの鉄道は運行を停止してしまいました。地震発生が平日の日中であったことから、都心部のオフィスや学校には多くの通勤・通学者が滞留しており、多くの人々が帰宅の足を奪われてしまいました。

本市では、その教訓を踏まえて、次のとおり帰宅困難者対策を行っています。



写真：東日本大震災時の横浜駅周辺

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

Ⅱ 実践編

イ 一斉帰宅抑制の基本原則

公共交通機関の運行停止等により、帰宅困難者等が自宅に向けて一斉に帰宅をはじめた場合、路上や駅周辺は非常に混雑し、集団転倒の発生や、落下物により死傷するおそれがあるなど、大変危険な状態となることが考えられます。また、大規模な道路渋滞をひきおこし、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急対策活動が妨げられるおそれもあります。それらを防ぐためには、従業員の一斉帰宅を抑制することが重要です。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、鉄道等を使って通勤通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、横浜駅周辺において約 3 万人、首都圏において約 515 万人に及ぶ帰宅困難者が発生しました。その際、早期帰宅を開始した人たちの多くの理由として、企業等の管理者から帰宅するよう指示があったことが分かりました。

そのため、企業等における従業員等への適切な指示が、一斉帰宅抑制には重要です。発災時の被救助者の生存率は 4 日目以降激減することから、発災後 3 日間は救助・救出活動を優先させる必要があります。

Ⅱ 実践編

そのため、従業員の一斉帰宅が救助救出の妨げとならないよう発災後3日間は企業等が従業員を施設内に待機することが基本となります。

帰宅困難者等対策は、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図ること

とが不可欠です。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等の取組を進めていく必要があります。

こうしたことから、本市も参加している首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、個人や事業所、そして行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定し、本市においてもこれに準じ、次に掲げる「一斉帰宅抑制の基本方針」を、本市の帰宅困難者対策の基本方針として位置づけています。

Ⅱ 実践編

<基本的考え方>

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠です。

首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があります。

このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底します。この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）は一斉帰宅抑制に努めます。

<具体的な取組>

（従業員等の待機・備蓄）

企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等（注釈1）を一定期間事業所内に留めておくよう努めます。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分（注釈2）の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めます。

Ⅱ 実践編

（大規模な集客施設等での利用者保護）

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設（注釈3）やターミナル駅等（注釈4）において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めます。

（従業員等を待機させるための環境整備）

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めます。

（事業継続計画等への位置づけ）

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知することに努めます。

Ⅱ 実践編

（安否確認）

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知することに努めます。

（訓練）

企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うことに努めます。

Ⅱ 実践編

注釈1：従業員等

事業所内で業務に従事するもの（雇用形態は問わない）は含むが、来所者は含まない。

注釈2：3日分

首都直下地震等の発災後72時間は、被災者の救助・救急活動、消火活動等の災害応急活動が優先されることから、その間は、帰宅困難者等による混乱や事故を防止するため、従業員等を事業所内に留めることが望ましく、そのために必要な備蓄は3日分である。

注釈3：大規模な集客施設

災害発生時に、利用者を施設外に出した場合、大量に帰宅困難者等が発生し、混乱や事故等を招くおそれのある施設を想定している。具体的には、百貨店、展示場、遊技場等である。

注釈4：ターミナル駅等

鉄道等の営業上の起終点となる駅や乗換駅等で、地震発生時に帰宅困難者等による混乱・混雑が予想される駅を想定している。

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

Ⅱ 実践編

ウ 一斉帰宅抑制に伴う備蓄について 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員3日分の備蓄量の目安

- ・ 水は、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- ・ 主食は、1人当たり1日3食、計9食
- ・ 毛布は、1人当たり1枚
- ・ その他の品目は、物資ごとに必要量を算定



Ⅱ 実践編

エ 備蓄品目の例示

- ・ 水：飲料水
- ・ 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
 - ※ 1 水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要があります。
 - ※ 2 低アレルギー食品の備蓄にも配慮してください。
- ・ その他の物資（特に必要性が高いもの）
- ・ 毛布やそれに類する保温シート・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー・歯磨き用品 等）
- ・ 敷物（ビニールシート等）・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池・救急医療薬品

3日分の備蓄を行う場合、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいた帰宅困難者など）のために、10%程度の量を余分に備蓄することも検討してください。

Ⅱ 実践編

オ 安否確認・情報収集手段

発災時における従業員との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員へ周知しておきましょう。また、防災情報を素早く入手するために、防災情報EメールやTwitter アラートの登録をお勧めします。

カ 賛同事業者の募集について

震災災害発生時に、帰宅困難者の発生を抑制するための取組等を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」について、その趣旨に賛同し、取組を推進する事業者を募集しています。

賛同していただいた事業者には

- ・ 賛同証の交付（額付き）
- ・ 市ホームページへの事業者名の掲載を行います。



賛同証イメージ

「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者として登録される事業者は、賛同文に必要事項を記載のうえ、ご提出をお願いします。

詳しくはホームページをご覧ください。

横浜市一斉帰宅抑制

検索 クリック

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/kitaku/sandouboshuu.html>

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

Ⅱ 実践編

キ 帰宅困難者一時在宅施設

鉄道が全線運行停止するなど、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲でトイレ、水道水、ビスケット、アルミブランケットや情報の提供を実施する施設です。本市は、市民の皆様だけでなく、観光や出張で横浜を訪れる方々が安心して過ごせる街づくりを民間事業者の皆様のご協力をいただきながら進めています。万が一、帰宅困難となった場合に備え、帰宅困難者一時滞在施設の指定を行っています。



※ あくまでも民間事業者の皆様のご協力のもとで開設いただいております。施設の開設準備が完了され次第開設されるため、災害時に必ず開設されるわけではありません。「一時滞在施設NAVI」にて、開設されているかなど確認をお願いします。なお、ホテル等宿泊施設にもご協力をいただいておりますが、施設が指定するロビーなど、人が一時的に滞留できる場所の開放になります。

Ⅱ 実践編

ク 一時滞在施設検索システム（一時滞在施設NAVI）

横浜市では、帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。一時滞在施設では、トイレや水道水の提供を受けることができ、「一時滞在施設NAVI」を使って近くの施設を検索することができます。



明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

Ⅱ 実践編

ケ 災害時帰宅支援ステーション

大地震が発生すると、コンビニエンスストアやファーストフード店、ガソリンスタンドなどが徒歩帰宅を支援します。ステッカーが災害時帰宅支援ステーションの目印です。

【支援内容】

- ・ 水道水・トイレの提供
- ・ 休憩場所の提供
- ・ 地図やラジオ等を基にした道路情報の提供

Ⅱ 実践編

コ 参考資料

教材等	内容	備考
防災よこはま (横浜市ホームページ)	横浜市は、大地震や台風、土砂災害などの様々な危険にさらされています。 本冊子では、こうした様々な災害に対する市民の皆様による自助、共助の取組の参考にさせていただくために作成したものです。	参考リンク: 防災よこはま 上記のサイトからダウンロードできます。
よこはま防災e-パーク	火災、地震、風水害など、いざという時の備えを動画やミニテスト等の充実したデジタル教材で学ぶことができます。	参考リンク:よこはま防災e-パーク 手軽に学べる3分シリーズ(地震)、学習動画一覧(地震) ※ 職員用ページにも掲載しています。
帰宅困難者対策について (横浜市ホームページ)	帰宅困難者一時滞在施設や一斉帰宅の抑制などについて記載しています。	参考リンク: 帰宅困難者対策について